

医政地発0703第6号
令和8年7月3日

別記団体の長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

地域医療構想に関してのご協力依頼

平素より厚生労働行政にご尽力賜り、御礼申し上げます。

先般、「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）が令和7年12月12日に公布され、順次施行されることとなりました。

これまでの地域医療構想は、2025年に向けて、病床の機能分化・連携を進めてきたところですが、改正法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）における地域医療構想は、2040年頃を見据え、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上の高齢者の増加や生産年齢人口の減少等の課題に的確に対応できるようにするため、地域における協議を通じて、医療機関の役割分担を明確化し、地域の実情に応じた良質かつ適切な医療提供体制を構築することとしております。

今後、都道府県において、2028年度中までに、将来の医療提供体制の基本的な方向性等を定めた地域医療構想を作成し、順次取組を進めていくこととなりますが、地域医療構想の取組の実施に当たっては、都道府県の構想区域単位や都道府県単位で開催される地域医療構想調整会議において、必要な協議等を行い、幅広い関係者の理解を得ながら、推進する必要があります。

つきましては、貴団体におかれても、都道府県の要請に応じた参加をはじめ、地域医療構想の達成のためにご協力いただくとともに、貴下の医療機関に対しても、ご協力いただけるよう周知方お願いいたします。